

## 団体交渉の開催を要求！

第60期中央執行委員会は7月に発足し、3ヶ月半が経過しました。その間、科労協の共同団交は開催されましたが、独自の団体交渉は一度も開催されていません。あゆみ速報（No.4732）でもお知らせ致しましたが、現在、秋季要求書を提出しており、その内容もふまえた上での団体交渉開催を、10月8日開催された拡大窓口、10月16日に開催された窓口で要請するなど、10月中の開催を機構へ強く要望しています。

## いつになるんだ、資格取得報奨金！

機構は、炉主任や核取などの資格取得者に報奨金を出す制度を導入する方針を出していますが、未だに実現していません。実現時には機構発足時に遡って支給するということですが、なかなか進展していません。機構には迅速な対応を要求しています。

## これまた、いつになるんだ、住宅転居募集！

あゆみ速報（No.4731、No.4732）で、すでに取り上げましたが、H20年4月1日に改定された東海研究開発センター宿舍貸与基準細則では、適宜転居募集を行うこととなっていますが、未だに転居募集が行われません。機構側は10月23日の窓口で「労務課に確認したところ、確かに以前は入居希望を取っていた。統合してから、住宅の空きが少なくなったため、人事異動用に確保している。異動する職員を優先的に入れている。」と言ってきました。堂々と「優先」して入れていると言えることには驚かされます。組合は「人気のあまりない住宅ならば空いているのに、人気のある住宅に一部の職員だけを優先して入居させるのは不公平である。空室状況の公開も含めて早急に対応すること。」と主張致しました。機構側は再び「労務課に伝える。」と返答致しました。

## 機構の組織を利用した選挙活動は許しません！

特定議員の応援、名前の記入の依頼が以下のように電子メールによってされたという情報が労組に寄せられ、機構に事実関係を調査し、事実であれば即刻やめさせるよう、10月23日の窓口で申し入れました。これに対し、機構は「以前にもあったことで、もう行わないと言っていたのだが。お恥ずかしい限りである。調査して止める。」と返答致しました。

さんを応援していただける方で、名前を記入しても良い方。\*\*\*\*\*まで連絡して下さい。（以上、原研労組への通報の抜粋）

総選挙が近づいているという報道がされています。原研労組は、特定の政党や候補者への応援、資金提供、組合員への支持や投票の押し付け、などは一切行いません。なお、機構職員の個人については、その政治活動は憲法に基づいて保障されるのは当然のことです。一方で、上記した例のように、機構の組織を利用したり、職場の上下関係を利用した政治活動（後援会加入の誘い、ピラマキ等の活動の依頼、投票依頼、など）は、行ってはならない行為と考えます。機構と仕事上の付き合いのある業

者に対して、機構の組織を利用した選挙の依頼は、すべきではありません。このような行為がなされている場合には、労組にご連絡ください。

## 機構のハラスメント対応の実態の報告を要求しています。

東海地区で起こったパワーハラスメントに対する機構側の対応は、組合の対応で迅速に進み、8月6日に窓口で機構側へ実態の調査を要求、8月8日には加害者から謝罪がありました（あゆみ速報No.4727参照）。しかし、他のハラスメントの場合、各部、部門、センターから上がってくる時に、その長を経由するなどの手続きが入るため、今回のケースと同様に迅速に、また適切に対応されているのか不明です。現在、機構にその実態について報告するよう、要求しています。

## 中央執行委員会活動報告(9月)

9月1日	(月)	窓口	科労協要求書の回答
9月1日	(月)	窓口	「常陽」計測線付実験装置との干渉...に関する報告書(第2報)について
9月1日	(月)	第10回中央執行委員会	
9月2日	(火)	科労協運動の強化を図る検討会(東京)	高松氏(科労協副議長)参加
9月3日	(水)	大洗支部大会	岩井委員長参加
9月3日	(水)	那珂支部大会	平出書記長参加
9月5日	(金)	第95回定期大会	村松コミセンにて
9月8日	(月)	拡大窓口	(1)レクレーション経費 (2)給与明細の電子配布 (3)人事院勧告
9月8日	(月)	第11回中央執行委員会	
9月11日	(木)	特法連大会	花島氏、岩井委員長、正治執行委員、椎名執行委員参加
9月10日	(水)	窓口	「高速増殖炉原型炉もんじゅ屋外排気ダクトの腐食孔の確認について」プレス発表文書受け取り
9月12日	(金)	拡大窓口	(1)人事評価制度(評価補助者の位置付けについて) (2)H20人事評価制度の取り扱い等について (3)年休・超勤等取得状況(H19) (4)任期付研究員の労災等について
9月16日	(火)	科労協単代	椎名執行委員参加
9月17日	(水)	第12回中央執行委員会	
9月19日	(金)	拡大窓口	(1)人事評価制度「発揮能力評価について(案)」 (2)原研所長による個人票集約の件 (3)その他(奨励金などについて) (4)「住居入居公募」の件
9月22日	(月)	特法連幹事会	岩井委員長参加
9月24日	(水)	第13回中央執行委員会	
9月29日	(月)	拡大窓口	人事評価制度(成果型の評価及びチームプレイの評価について)その他
9月29日	(月)	第14回中央執行委員会	
9月30日	(火)	科労協共同団交	

## 給与通知について

以下、労組の解説です。

		給与通知	
本給	級号	(1) 円	
	(附則第5項)	(2) 円	
		(1)+(2) 円	(給与明細書の本給欄)
職責手当	調整給	(3) 円	(給与明細書の調整額1欄)
	管理職員手当	(4) 円	
	専門職務手当	(5) 円	
	(附則第9項)	(6) 円	
		{(4)または(5)}+(6) 円	(給与明細書の職責手当欄)
研究手当	調整給	(7) 円	(給与明細書の調整額2欄)
	研究員手当	(8) 円	
	技術員手当	(8) 円	
	(附則第11項)	(9) 円	
		(8)+(9) 円	(給与明細書の研究手当欄)
	調整給	(10) 円	(給与明細書の調整額3欄)
	(附則第15項、第21項)		

- (1) 本給表(イントラの「規程集 11.給与 01-2.本給表」にあります。)の対応する級号の額
- (2) 2007(H19)年3月31日時点での本給額(旧本給表上の額)から(1)を引いた額。差額が0円以下になるまで支給されます。
- (3) 基本的に旧サイクルの職員を対象にした統合時の移行措置。2006(H18)年3月31日時点での本給額から本給表切替え後の2006(H18)年4月1日の本給額を引いた額がベース。2007年度は、2006年度の定昇時の調整を経た額から、2007(H19)年4月1日に、2・3級の職員は2号給(定期昇給を4月から10月の変更したことによる昇給調整分)、4級以上の職員は{(本給+職責手当+研究手当+初任給調整手当+扶養手当)×0.01}(新設された地域手当の東京地区以外の今年度分の額に相当)を減額しています。今年度以降は、地域手当(東京地区以外の地区については2010年度までに{(本給+職責手当+研究手当+初任給調整手当+扶養手当)×0.03}となる見込み)が増額された場合、その増額分が減額されます。

- (1)+(2)+(3) この額が規程などで言う「本給」となります。つまり、何のことわりもなしに「本給」と言った場合は、給与明細書の{本給欄の額+の調整給}が「本給」となります。
- (4)と(5) イントラの「規程集 11.給与 01-1.職員給与規程」の第18条(職責手当)に定められている額。ちなみに専門職手当は42100円。
- (6) 今年度については、2007(H19)年3月31日時点での職責手当の額から(4)または(5)を引いた額の1/2。2009年度は0となります。
- (7) 統合前(2005(H17)年9月30日)の役職手当額から統合後(2005(H17)年10月1日)の職責手当額を引いた額がベース。2007年度は、2008年度の定昇時の調整を経た額から、2007(H19)年4月1日に、(3)の4級以上の職員の調整と同じ額が減額されました。今年度以降は、地域手当他が増額されればその分が減額されます。また職責手当が上がった場合は、その上昇分が調整額から減額されます。
- (8) 3級:19000円、4級:28500円、5級:33800円。ただし、統合前に研究手当を受給していて、統合後に研究員または技術員の認定を受けていない職員の場合は、2007(H19)年3月31日時点での研究手当の額から(3)の4級以上の職員の調整と同じ額が減額されました。2009年度末で移行措置は打ち切られます。
- なお、6級に昇格した場合は、手当はなくなります。
- (9) 今年度については、2007(H19)年3月31日時点での研究手当の額から(8)を引いた額の1/2になり、2009年度は0となります。
- (10) 統合前に、役職手当+研究手当の受給者だった職員は、今年度は従来の調整給×0.7、2009年度は×0.4。

また、旧原研の研究手当受給者で、研究員または技術員に認定された職員は、2006(H18)年3月31日時点での研究手当と2006(H18)年4月1日の研究手当の差額から2007(H19)年4月1日に、(3)の4級以上の職員の調整と同じ額が減額されています。今年度以降も地域手当他が増額されれば同様の調整がなされます。

この調整給は、上位の職務の級に昇格したらなくなります。

なお、(3)と(7)及び(8)のただし書き以降は、0円以下または2009年度末で支給されなくなります。

ご不明な点は、労組まで遠慮なくお問い合わせください。